



第76回国民体育大会 亀山市準備委員会

第2回総会



第76回国民体育大会
マスコットキャラクター「とこまる」

日 時 平成30年4月27日（金）14時30分～

場 所 亀山市役所 3階 委員会室

第76回国民体育大会亀山市準備委員会

第2回総会 次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報告事項

報告第1号 第76回国民体育大会亀山市準備委員会
役員・委員の変更について

4 議事

議案第1号 第76回国民体育大会亀山市準備委員会
会則の一部改正（案）

議案第2号 第76回国民体育大会亀山市準備委員会
平成29年度事業報告（案）

議案第3号 第76回国民体育大会亀山市準備委員会
平成29年度収支決算（案）

議案第4号 第76回国民体育大会亀山市準備委員会
平成30年度事業計画（案）

議案第5号 第76回国民体育大会亀山市準備委員会
平成30年度収支予算（案）

5 閉会

目 次

○第2回総会

報告第1号	第76回国民体育大会亀山市準備委員会 役員・委員の変更について・・・・・・・・・・	2
議案第1号	第76回国民体育大会亀山市準備委員会 会則の一部改正（案）・・・・・・・・・・	4
議案第2号	第76回国民体育大会亀山市準備委員会 平成29年度事業報告（案）・・・・・・・・・・	5
議案第3号	第76回国民体育大会亀山市準備委員会 平成29年度収支決算（案）・・・・・・・・・・	6～7
議案第4号	第76回国民体育大会亀山市準備委員会 平成30年度事業計画（案）・・・・・・・・・・	8
議案第5号	第76回国民体育大会亀山市準備委員会 平成30年度収支予算（案）・・・・・・・・・・	9
資料1	第76回国民体育大会亀山市準備委員会会則・・・・・・・・・・	12～15
資料2	第76回国民体育大会亀山市準備委員会事務局規程・・・・・・・・・・	16～21

報告事項

第76回国民体育大会 亀山市準備委員会委員・役員等名簿

敬称略、順不同

	役職	所属機関・団体	氏名	備考
1	会長	亀山市長	櫻井 義之	
2	副会長	亀山市議会議長	西川 憲行	委員変更
3	副会長	亀山市副市長	西口 昌利	委員変更
4	副会長	亀山市教育委員会教育長	服部 裕	
5	副会長	亀山商工会議所会頭	岩佐 憲治	
6	副会長	亀山市体育協会会長	豊田 利一	
	委員	亀山市スポーツ推進審議会会長		
7	委員	亀山警察署長	大野 敏幸	委員変更
8	委員	亀山市体育協会副会長	平井 一正	
9	委員	亀山市体育協会副会長	山谷 和久	
	委員	三重県軟式野球連盟亀山支部副理事長		
10	委員	三重県軟式野球連盟副理事長	横山 宗晴	
11	委員	三重県ウエイトリフティング協会会長	柳瀬 仁	
12	委員	亀山市ウエイトリフティング協会会長	平岡 一能	
13	委員	三重県高等学校体育連盟会長（職務代理者）	阿形 克己	委員変更
14	委員	亀山市小中学校長会会長	豊田 良康	委員変更
15	委員	一般社団法人 亀山市観光協会会長	黒田 力男	
16	委員	亀山市スポーツ推進委員会会長	宮坂 辰男	
17	委員	亀山市総合政策部長	山本 伸治	
18	委員	亀山市生活文化部長	佐久間 利夫	委員変更
19	委員	亀山市健康福祉部長	井分 信次	委員変更
20	委員	亀山市産業建設部長	大澤 哲也	委員変更
21	委員	亀山市地域医療部長	古田 秀樹	
22	委員	亀山市教育委員会教育部長	草川 吉次	委員変更
23	委員	亀山市運動施設施設管理者 (三幸・スポーツマックス共同事業体 代表企業 三幸株式会社名古屋支店 常務執行役員支店長)	土屋 幸成	
24	委員	公益財団法人亀山市地域社会振興会理事長	岸 英毅	
25	監事	亀山市代表監査委員	渡部 満	
26	監事	亀山市会計管理者	渡邊 知子	委員変更
27	顧問	三重県議会議員	長田 隆尚	

会長：1名、副会長：5名、委員：18名、監事：2名、顧問：1名【計27名】

議案

第76回国民体育大会亀山市準備委員会会則の一部改正（案）

- ・会則を以下のとおり改める。

新旧対照表

改正後	改正前
<p>略</p> <p>第5章 事務局 (事務局)</p> <p>第14条 本会の事務を処理するため、亀山市<u>生活文化部文化スポーツ課</u>内に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>第5章 事務局 (事務局)</p> <p>第14条 本会の事務を処理するため、亀山市<u>市民文化部文化振興局文化スポーツ室内</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>略</p>

- ・改正理由

亀山市の機構改革に伴い、当準備委員会事務局の所管部署に変更が生じたため。

第76回国民体育大会亀山市準備委員会 平成29年度事業報告（案）

- 1 国民体育大会開催に係る総合的な準備計画の策定に向けての検討
- 2 先催地の準備状況等の調査及び研究
 - (1) 第72回国民体育大会「愛顔(えがお)つなぐえひめ国体」会場視察
 - ア ウェイトリフティング競技大会
 - ・平成29年10月5日（木）～6日（金）
 - ・新居浜市市民文化センターにて
 - イ 軟式野球競技大会
 - ・平成29年10月5日（木）～7日（土）
 - ・新居浜市営野球場、西条市ひうち球場、今治市営球場にて
 - (2) 第72回国民体育大会「愛顔(えがお)つなぐえひめ国体」新居浜市開催競技事業概要説明会出席
 - ・平成29年12月14日（木）
 - ・新居浜市市民文化センターにて
- 3 関係機関及び関係団体との連絡調整
- 4 諸会議の開催
 - ・亀山市準備委員会設立総会及び第1回総会（平成29年8月24日（木））
- 5 その他、開催準備業務の推進
 - ・施設整備財源に関するスポーツ庁協議（平成30年2月19日（月））

第76回国民体育大会亀山市準備委員会
平成29年度収支決算(案)

1. 収入の部

【単位：円】

科 目	当初予算額	流 用 額	収 入 済 額	増 減 額	備 考
市負担金	895,000	-	895,000	-	
市負担金	895,000	-	895,000	-	亀山市負担金
雑収入	-	-	3	3	
雑収入	-	-	3	3	準備委員会会計預金利息 (2月〔3円〕)
合 計	895,000	0	895,003	3	

2. 支出の部

【単位：円】

科 目	当初予算額	流 用 額	支 出 済 額	予 算 残 額	備 考
事務局費	130,000	-	14,060	115,940	
消耗品費	100,000	-	12,420	87,580	事務用品
通信運搬費	30,000	-	1,640	28,360	切手代
事業費	765,000	-	247,033	517,967	
旅費	555,000	-	202,920	352,080	愛媛国体視察 愛媛国体事業概要説明会 スポーツ庁協議
使用料	-	25,440	25,440	-	愛媛国体視察、愛媛国体事業概要説明会高速代
燃料費	-	13,489	13,489	-	愛媛国体視察、愛媛国体事業概要説明会ガソリン代
食糧費	10,000	-	5,184	4,816	総会お茶代
印刷製本費	200,000	△38,929	-	161,071	
合 計	895,000	0	261,093	633,907	

収入決算額

895,003円

-

支出決算額

261,093円

=

差 引 額


633,910円

(次年度繰越)

監査結果報告書

平成30年4月18日、亀山市役所において、第76回国民体育大会亀山市準備委員会平成29年度会計監査を行った結果、現金出納簿、貯金通帳及び関係証拠書類は、何等異常なく事務処理も適正と認めましたので、ここに報告いたします。

平成30年 4月18日

監 事 渡部 浩 

監 事 渡邊 知子 

**第76回国民体育大会亀山市準備委員会
平成30年度事業計画（案）**

- 1 国民体育大会開催に係る総合的な準備計画の策定に向けての検討
- 2 先催地の準備状況等の調査及び研究
- 3 関係機関及び関係団体との連絡調整
- 4 諸会議の開催
- 5 その他、開催準備業務の推進

第76回国民体育大会亀山市準備委員会 平成30年度収支予算(案)

収入の部 (円)

科 目	予 算 額	備 考
市負担金	850,000	
繰越金	633,910	
雑収入	0	
合 計	1,483,910	

支出の部 (円)

科 目	予 算 額	備 考
事務局費		
消耗品費	153,910	事務用消耗品等
通信運搬費	80,000	郵送料
計(A)	233,910	
事業費		
旅費	600,000	視察(福井国体事務局4名・委員5名程度、事後説明会)
消耗品費	420,000	広報啓発品(クリアファイル)
使用料	150,000	会場使用料、高速代,等
燃料費	50,000	ガソリン代等
食糧費	30,000	会議飲物代
計(B)	1,250,000	
合計(A)+(B)+(C)	1,483,910	

資 料

第 7 6 回国民体育大会亀山市準備委員会会則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この会則は、第 7 6 回国民体育大会亀山市準備委員会の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 この会は、第 7 6 回国民体育大会亀山市準備委員会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第 3 条 本会は、第 7 6 回国民体育大会において、亀山市で開催される競技種目別大会（以下「大会」という。）を実施するために、必要な準備および大会の総括的運営に当たることを目的とする。

(所掌事務等)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 大会の開催及び運営に必要な方針並びに計画の決定に関すること。
- (2) 大会の開催及び運営に関すること。
- (3) 大会の開催及びその準備に係る経費に関すること。
- (4) 関係競技団体、その他関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事務及び事業に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 5 条 本会は、会長及び委員で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体、その他関係機関及び関係団体を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 亀山市職員
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第 6 条 本会に次の役員を置く

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 監 事 2名

(役員を選任)

第7条 会長は亀山市長をもって充てる。

- 2 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 監事は、第5条に掲げる者のうちから会長が委嘱する。ただし、委員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順位により、その職務を代理する。
- 3 監事は、本会の会計を監査する。

(任期)

第9条 委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その時点で委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解くことができる。
- 3 会長は、前項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問)

第10条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じて助言する。
- 4 顧問の任期は、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(種類)

第11条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
(総会)

第12条 総会は、会長及び委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 大会の開催及び運営に係る基本方針等に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) 会則の制定及び改廃に関すること。

(5) その他重要な事項に関すること。

3 総会の議長は、会長又は会長の指名する副会長とする。

4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

ただし、総会に出席できない委員は、代理人にその権限を委任し、または書面により議決に加わることができる。

5 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む）の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決すところによる。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決)

第13条 会長は、総会を招集するいとまがないと認めるとき又は総会の権限に属する事項のうち軽易なものについては、これを専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、亀山市市民文化部文化振興局文化スポーツ室内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第15条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第16条 本会の事業計画及び予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第17条 本会の事業報告及び決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、本会の設立当初の会計年度については、この会則が施行された日から平成30年3月31日までとする。

第7章 解散

(解散)

第19条 本会は、その目的が達成されたときに解散する。

(残余財産の帰属)

第20条 本会が解散した場合において、その残余財産は、亀山市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成29年8月24日から施行する。

第 7 6 回国民体育大会亀山市準備委員会事務局規程

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 7 6 回国民体育大会亀山市準備委員会会則（以下「会則」という。）第 1 4 条の規定に基づき、第 7 6 回国民体育大会亀山市準備委員会（以下「準備委員会」という。）の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第 2 条 準備委員会事務局（以下「事務局」という。）は、亀山市生活文化部文化スポーツ課に置く。

(所掌事務等)

第 3 条 事務局の所掌事務は、別表第 1 のとおりとする。

(職員)

第 4 条 事務局に別表第 2 の左欄に掲げる職員を置き、同表右欄に掲げる職員をもって充てる。

(職務)

第 5 条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、上司の命を受け、担当の事務を掌理し、及び職員を指揮監督し、並びに事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(服務)

第 6 条 職員の服務については、亀山市職員の例による。

第 2 章 決裁

(決裁事項)

第 7 条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会の招集に関すること。
- (2) 総会に付すべき事項に関すること。
- (3) 準備委員会の委員等の委嘱等に関すること。
- (4) 準備委員会の規程等の制定改廃に関すること。
- (5) その他特に重要であると認められる事項に関すること。

(専決事項)

第8条 事務局長及び事務局次長は、別表第3に掲げる事項を専決するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要であると認められる事項については、上司の決裁又は指示を受けなければならない。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した副会長が代決することができる。

2 専決権者が不在のときは、別表第4に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる者が代決することができる。

第3章 文書の取扱い

(文書の記号番号等)

第10条 文書には、「亀国準」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、この限りでない。

2 決裁文書には、次に掲げる決裁文書の種類に応じ、当該各号に定める決裁区分を表示しなければならない。

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 会長の決裁を受けるもの | 会長 |
| (2) 事務局長の専決を受けるもの | 局長 |
| (3) 事務局次長の専決を受けるもの | 次長 |

(文書の保存)

第11条 処理済の文書は、事務局において編さんし、別に定める期間保存しなければならない。

2 会則第20条の規定により準備委員会が解散したときは、保存文書を亀山市へ引き継ぐものとする。

(準用)

第12条 この章に定めるもののほか、文書の取扱いについては、亀山市文書取扱規程(平成17年訓令第3号)の例による。

第4章 公印

(公印)

第13条 準備委員会の公印の名称、形状、大きさ、書体及び用途は、別表第5のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局次長が管理する。

(準用)

第14条 この章に定めるもののほか、公印の取扱いについては、亀山市公印規則（平成17年規則第7号）の例による。

第5章 財務

（旅費及び費用弁償）

第15条 職員の旅費の額及びその支給方法については、亀山市職員の旅費に関する条例（平成17年条例第45号）及び亀山市職員の旅費に関する条例施行規則（平成17年規則第29号）の例による。

2 実行委員会の委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。この場合において、費用弁償の額及びその支給方法については、亀山市職員の旅費に関する条例（平成17年条例第45号）及び亀山市職員の旅費に関する条例施行規則（平成17年規則第29号）の例による。

3 前2項の規定にかかわらず、緊急の場合又はその例により難しいものについては、事務局長が別に定めることができる。

（予算）

第16条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

（決算）

第17条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第18条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他証拠書類を監事に提出しなければならない。

（出納員等）

第18条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

（金融機関の指定）

第19条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

（準用）

第20条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、亀山市会計規則（平成17年規則第34号）及び亀山市契約規則（平成18年規則第5号）の例による。

第6章 補則

(委任)

第21条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て、事務局長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年8月24日から施行する。

附則（平成30年4月1日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

所 掌 事 務
(1) 準備委員会の組織、服務、人事に関すること。 (2) 総会の開催運営に関すること。 (3) 準備委員会の事業計画及び事業報告に関すること。 (4) 準備委員会の予算及び決算に関すること。 (5) その他準備委員会の運営に関し、必要な事項に関すること。

別表第 2（第 4 条関係）

事務局長	生活文化部 次長
事務局次長	生活文化部 文化スポーツ課 課長
事務局職員	生活文化部 文化スポーツ課 職員

別表第 3（第 8 条関係）

事 項	事務局長	事務局次長
(1) 申請、届出、通知、照会、回答及び報告に関すること	重要なもの	軽易なもの
(2) 事務の分担に関すること。		○
(3) 出張命令に関すること。	準備委員会の委員等 及び事務局次長	事務局職員
(4) 工事又は製造その他の請負に関すること。	1 件の予定価格が 500 万円以下のもの	1 件の予定価格が 100 万円以下のもの
(5) 物品の購入、賃貸借、修理等に関すること。	1 件の予定価格が 500 万円以下のもの	1 件の予定価格が 100 万円以下のもの
(6) 前 2 号以外の契約等に関すること。	重要なもの	軽易なもの
(7) 予算の流用等に関すること。		○

別表第4（第9条関係）

専決権者	代決者
事務局長	事務局次長
事務局次長	事務局職員のうち、あらかじめ事務局長が指定する者

別表第5（第13条関係）

名 称	書 体	寸 法 (ミリメー トル)	材 質	使 用 範 囲	個 数
第76回国民体育大会亀山市準備委員会会長之印	れい書	方 24	黄楊	会長名をもって する文書	1

第76回国民体育大会亀山市準備委員会事務局

〒519-1192 亀山市関町木崎919番地1
亀山市生活文化部文化スポーツ課（国体推進グループ）内
電 話：0595-96-1225
FAX：0595-96-2414
メール：kokutai@city.kameyama.mie.jp